



(理事会決議文書)

2022年10月18日

放送事業者の皆様へ

適正な管理費の確立へのお願い

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)

メディアセンター

副理事長 中川幸美

ATPでは、総務省策定「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(以下、ガイドライン)」に定められたルールの徹底に取り組む一方で、適正取引に関する総務省のワーキンググループに参画し、有識者や放送事業者の皆様と共に製作取引上の問題に対して話し合いを進めています。中でも「適正な管理費の確立」を製作取引上における喫緊の課題と捉え、2022年度の ATP メディアセンター活動方針として掲げています。製作会社で言う「管理費」とは、売上原価以外の費用を示すもので、一般的に「販管費」や「間接費」とも言われています。「管理費」は、ディレクターやプロデューサー以外に、製作に直接かかわらない、経理・総務・人事などのスタッフ人件費や、事務所の家賃や光熱費など、会社運営に不可欠な費用となっています。

十分な協議のうえ双方が納得したカタチで適正な管理費が取引先から支払われているのか、今年5月に会員社を対象に実態調査を行いました。その結果、実際に受領している料率は、適正と考える管理費の料率を下回る社が大半であることがわかりました。管理費が抑えられる具体例としては、見積書上の管理費がバッファ扱いされることで、その部分を値切られる、場合によっては管理費を計上できていないというケースも報告されています。局のプロデューサーによっては、管理費を利益と誤認している方もいるようです。

こういったことが起こる原因として、枠予算の上限ありきで、内容に即した積み上げ予算になっていないことが挙げられます。番組製作予算の決定は、内容を伴うもので行われるべきであり、且つ、管理費は実質の製作費に内包されるものではなく、その製作費をベースに上乘せされるべきものと考えます。放送事業者の皆様には、適正な管理費を予算計上することの重要性をご理解いただきますようお願い申し上げます。

尚、番組取引の内容は放送事業者と個々の製作会社間で取り決められるものであり、ATP が何ら拘束を課すものではありませんのでその点は予めご理解ください。

以上